

## 第24回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日(月)午後1時55分から午後3時03分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

会	長	14番	前川正人				
委	員	1番	丹野義基	2番	佐畑幸一		
		3番	伊東登	5番	唯野哲夫		
		6番	坂本雄司	7番	後藤義昭		
		8番	三國実加	9番	小島良金		
		10番	佐藤雄一	11番	武島竜太		
		12番	中和田吉彦	13番	目黒正一		

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
事務局農地係長	橋本庸介
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用賃貸合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 許可が取り消されていない旨の証明申請について

議案第6号 現況確認証明申請について

議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第8号 令和5年度第3号農用地利用集積計画について

議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する相馬市基本構想の変更について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第24回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第24回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長        それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。5月19日金曜日、農地の転用事実に関する調査のため中和田委員、荒推進委員が和田地区で調査を実施しております。5月29日月曜日、第24回総会に係る議案を郵送で配布させていただいております。

5月30日火曜日、東京都で開催された福島県選出国会議員との及び全国農業委員会会長大会に前川会長が出席しております。6月5日月曜日及び6月6日火曜日に本日の総会に向けて、現地調査を実施しております。

6月9日金曜日、福島市で開催された福島県農業者年金協議会第48回通常総会に前川会長が出席しております。報告は、以上でございます。

議 長            次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。8番三國実加委員、11番武島竜太委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長            ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分について、を議題といたします。(1)農地転用に関する照会について事務

局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 (1) 農地の転用の事実に関する照会について、ご説明申し上げます。福島地方法務局相馬支局登記官から、「農地の転用事実について」照会があったものです。回答については、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から、2週間以内に回答する必要がある、専決事項として取り扱わせていただきました。1番案件ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は議案書記載のとおりであります。令和5年5月19日に農業委員12番(中和田吉彦委員)と農地利用最適化推進委員(荒徳吉委員)と事務局で現地調査を行いました。申請地は、平成16年10月14日に農地法第4条に基づく許可を受けた土地であり、転用目的のとおり土地の現況は、許可当時は特殊車両駐車場用地、現在は資材置場として使用されており「非農地の雑種地」であることを確認し、令和5年5月23日に土地の現況を「非農地」と回答したところであります。説明は以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」 との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(5) 農地使用賃借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局

事務局 報告第2号(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。去る6月6日、1番、2番、3番、7番委員、地区担当の推進委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1については、玉野地区の太陽光発電事業に必要な資材置場及び駐車場として利用するための一時転用となっており、太陽光事業が終了と同時に農地に復旧されるため、進捗状況は50%での報告となっております。続いて(2) 農地転用許可に係る

工事完了報告について、今月は7件の報告を受理いたしました。去る6月5日、11番、12番、13番委員、地区担当の推進委員とともに、番号1番から7番について現地調査を実施しました。現地調査の結果、いずれも計画通り、農地転用の許可条件のとおりにより工事が完了していることを確認いたしました。

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は2件の届出を受理いたしました。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあつせん希望等はありませんでした。

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は3件の通知がございました。そのうち、番号1番、2番につきましては、農地中間管理機構を通しての利用権設定による合意解約となっておりまして、解約の理由については所有者都合のためとなっております。番号3番については、5月総会で上程されておりました八沢干拓の換地処分の対象地となっております従前地での利用権設定に対する合意解約となっております。5月総会での報告事項に掲載できなかった理由につきましては、5月総会の議案書作成後に合意解約の提出があったため、6月総会での報告事項に掲載されているものです。

続いて、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出がございました。こちらも、先ほどの18条6項での解約理由と同じでして、換地処分により従前地での利用権設定の解約となっており、議案作成後の提出のため、6月総会での届出となっているものです。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員願います。

2 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について、ご報告いたします。申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。去る5月30日に被設定人の自宅を訪問し地区担当の推進委員と2人で聞き取り調査を行ってきました。

また、6月6日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査の結果を代表して、ご報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転売買になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号並びに第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次の許可基準第3号、許可基準第5号については譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、今までも借りて耕作していたので、これからも地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 続いて番号2番について担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員をお願いします。

7 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、2番案件について、ご報告いたします。申請人、申請地については、議案書記載のとおりでございます。去る6月6日に、1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に、現地調査を行いましたので、調査結果をご報告申し上げます。権利の設定内容は、売買による所有権移転になります。譲受人には貸付地、不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。農地所有適格法人以外による農地の権利取得の禁止となっております。本件については、譲受人である法人より、定款及び決算報告書の添付を確認し、農地所有適格法

人の要件である、法人形態要件、議決要件、役員要件、事業要件をすべて満たしていることを確認しております。よって、許可基準第2号 農地所有適格法人要件については、要件を満たしております。次に許可基準第3号 信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第4号 農作業常時従事要件については、申請人が法人であるため、非該当であります。次に許可基準第5号 借入地の転貸、質入れについてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号 地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第6号すべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上でございます。

議長 続いて番号3番について担当委員举手願います。13番目黒正一委員をお願いします。

13番 3番案件について、ご報告いたします。申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。去る5月31日に地区担当の推進委員と2人で被設定人の自宅を訪問し聞き取り調査を行ってきました。また、6月6日、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査の結果を代表して、ご報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号並びに第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号、についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次の許可基準第3号について、議案書のとおりで、許可基準第5号については譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、今までも借りて耕作していたので、これからも地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との

回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長

次に事務局より、補足説明を求めます。事務局

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、2番案件について、補足説明をさせていただきます。こちらは、法人による所有権移転の3条申請となっており、個人への所有権移転の3条申請とは、許可要件が異なります。こちらの個人と法人における許可要件の違い、法人における許可の要件項目についての説明をさせていただきます。お手元に配布しました議案第1号 2番案件補足資料と書かれた資料をごらんください。農地所有適格法人による所有権移転について、ということで、まず、個人と法人における、基本の要件の違いについて、資料の左上の表に記載しておりますが、個人の場合は、2号の農地所有適格法人要件を確認する必要がなく、4号の農作業常時従事要件を確認する必要があります。逆に、法人における要件については、2号の農地所有適格法人の要件を確認する必要があり、4号の農作業常時従事要件は確認する必要がないとされています。

では、許可要件の2号 農地所有適格法人要件とは、どういったものなのか、ということが表の右側の四角で囲まれた部分に記載があります。内容を読み上げますが、農地法に基づく一定の要件を満たす法人を農地所有適格法人といい、農地を買うことができる、とあります。つまり、法人の中でも、農業委員会から農地所有適格法人と認められること、ということが第2号要件となっております。

なお、この許可要件については、法人が所有権を所得する場合に関する許可要件となっております。解除条件付き賃借契約であれば、農地所有適格法人ではなく一般法人での権利取得は可能となっているものです。資料の下に、黄色で塗られております農地所有適格法人とは、という記載があります。こちらに記載の4項目をすべて満たすものが、農地所有適格法人としての要件となっているものです。主なポイントについては、赤字記載の部分となっております。本申請にあたっては、調査担当委員からもご報告ありましたとおり、譲受人である当該法人



より、法人の登記事項証明や定款 並びに 決算報告書の添付を  
いただいているもので、いずれの要件も満たしていることを確  
認しております。なお、農地所有適格法人と認定された法人に  
つきましては、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業の状況等  
についての報告書を農業委員会へ提出することになっておりま  
す。以上、農地所有適格法人による許可要件についての補足説  
明を終わります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可す  
ることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号農地法第 3 条の  
規定による許可申請については、原案のとおり可決いたしま  
す。

次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請につい  
てを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を  
求めます。事務局。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、  
事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1 番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおり  
です。事業概要は、農家住宅敷地拡張用地を整備するもので  
すが、母屋が昨年 3 月の地震により壊れ、増築を予定してい  
たところ、宅地内の一部が農地であることが判明し、顛末書をつ  
けて申請したものです。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実  
性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、

申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上です

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。1番丹野義基委員お願いします。

1 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告します。去る6月6日、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査に行ってきましたので、調査担当委員を代表して結果を報告いたします。  
申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周辺が50m以内の間隔で概ね50戸の家屋等があり、第3種農地の「市街地内農地」の要件に該当し、立地基準は満たしております。従って許可基準第2号は該当しません。続いて許可基準第4号は議案書記載の通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。  
次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について

を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容についてご説明申し上げます。

1番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、昨年3月の地震で居宅が壊れ、新たに申請地で居宅建築、駐車場、倉庫を整備するものであります。工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利は、申請地内の上空を高压送電線が通っており、土地利用に関して一定の制限があるため、地役権が設定されており、地役権者の同意を得ております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、申請地と併用地を買って、申請地は農業機械や、農業用資材が増え、既存の駐車場や資材置場が狭くなったため、駐車場及び農業用資材置場を整備するものであります。また、隣接する併用地は、従業員の宿舎として使用するものです。工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲渡人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

3番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。この案件は、備考欄記載のとおり登記地目は原野でございますが、現況地目は畑で農地台帳を登録しているため、農地転用許可申請が必要な案件になります。権利の取得者が、結婚を機に相馬に移り住むため併用地にある既存住宅を購入するものですが、併用地の駐車スペースでは狭いため、申請地に駐車場、通路回転広場を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無は、譲渡人所有の宅

地及び原野がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

4番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、現在、住んでいる住宅が子供の成長に伴い家財が増えたことにより、狭くなったため、自己住宅用地・接骨院駐車場用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲渡人所有の農地があり、併用地は平成29年8月10日付けで5条許可になっております。また、備考欄のとおり排水同意書の添付、併用地は埋蔵文化財包蔵地であるため文化財保護法第93条の届出を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。また、こちらの案件につきましては併用地につきましては議案第4号第1番案件と関連がございます。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番から2番について担当委員挙手願います。11番武島竜太委員をお願いします。

11番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番、2番案件をご報告いたします。去る6月2日、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

まず1番案件、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は所有権の移転(売買)となり、転用後の用地は住宅建築、駐車場、倉庫用地のための転用申請となります。許可基準第1号、申請地は10ha未満小集団農地内に「その他の農地」に該当いたしますので、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能と判断をいたしました。続きまして許可基準第4号、議案書記載のとおり対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。なお、地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただきました。以上のことから、許可相当と判断しました。

続いて2番案件です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで

す。所有権の移転（売買）による、駐車場及び農業用資材置場用地の転用申請となります。申請地は10ha未満小集団農地内に「その他の農地」に該当いたしますので、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能と判断をいたしました。続きまして許可基準第4号、議案書記載のとおり対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。なお、地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただきました。以上のことから、許可相当と判断しました。

議長 続いて番号3番について調査担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員をお願いします。

12番 3番案件について、ご報告を申し上げます。申請人、申請地については議案書記載のとおりです。権利の移転設定の内容については所有権の移転（売買）になります。去る6月6日、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名ともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。まず許可基準第1号でありますけど10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号でありますけど、代替地を検討しましたが、併用地の居宅が隣接することから不可能ということで、他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしていると判断しました。つづいて許可基準第4号は、議案書記載のとおり対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 続いて番号4番について調査担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員をお願いします。

2番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について4番案件について、ご報告を申し上げます。申請人、申請地等につきましては議案書記載のとおりです。去る6月6日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名ともに現地調査を行いましたので、結果を代表して報告いたします。許可基準第1号立地基準について申請地は概ね10ha未満の農地で、その他の農地であるこ

とを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は他の場所での事業、代替地を検討しましたが、他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしていると判断しました。つづいて許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。調査担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員願います。

2 番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、1番について、ご報告いたします。去る6月6日、1番委員、3番委員、地区担当推進委員と事務局2名で現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。申請地は転用の許可条件どおり、駐車場が整備されております。したがって申請地の現況は雑種地であります。許可条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断しました。なお地区担当委員からも

現地にて「意見なし」との回答をいただいております。以上報告を終わります。

議 長 つづいて事務局より補足説明を求めます。事務局

事務局 今回農地法第5条の4番案件と関連するものでして、今回隣接地に自己住宅を建築することだったのですが、こちらの併用地について、地目変更登記をかけていないため、今回、履行証明申請を出されました。補足説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可の条件が履行したことの証明申請については、議員報告のとおり証明することに決せられました。

議 長 次に議案第5号許可が取り消されていない旨の証明申請について調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。1番丹野義基委員願います。

1 番 議案第5号許可が取り消されていない旨の証明申請について去る6月4日に申請人の自宅を訪問し、聞き取り調査を実施し、6月6日には2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、調査員を代表して結果を報告いたします。

申請人の住所氏名は、議案書記載のとおりです。申請人は令和5年4月12日付けで農地法第3条申請における所有権の移転の許可を受けておりますが、許可指令書を紛失して、所有権移転登記ができないため、農業委員会に再度証明申請を行うものであります。申請人の聞き取り調査及び申請地の調査を行った結果、農地として圃場はすでに田植えも終え、適切に耕作、管理されておりましたので、許可が取り消されていない旨の証明申請については、証明することは適当であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 続いて事務局より補足説明を求めます。

事務局 議案第5号許可が取り消されていない旨の証明申請について、事務局より補足説明申し上げます。法務局において農地の所有権移転登記を行う場合、農業委員会の許可書が必要となりますが、申請人が許可書を紛失してしまったため、所有権移転登記ができない状況でございます。所有権登記する際に許可書に代わる書類といたしまして、許可が取り消されていないという証明が必要となったため、今回、証明申請に至ったという経過でございます。補足説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号許可が取り消されていない旨の証明申請については、証明することに決せられました。



議 長 次に、議案第6号現況確認証明申請について議題といたします。調査担当委員より、調査の報告をお願いします。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第6号 現況確認証明申請、番号1番について、去る6月6日に1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に、現地調査を行いましたので、調査結果を報告します。番号1番から4番については、いずれも申請地目のとおり、「原野」として判断をしました。報告は以上です。

議 長 つづいて、事務局より補足説明を求めます。事務局

事務局 特にございません

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

議 長 次に議案第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号37番までの37件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より  
より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第7号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判  
断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明もうし  
あげます。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年夏頃  
に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、  
いわゆるB分類として判断された農地について、「農地」に該当す  
るか否かの判断についてご審議いただくものです。お手元に参考  
資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは現地調査  
時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載  
しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて  
ご確認ください。

議 長           続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番  
から17番について担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委  
員お願いいたします。

12番           議案第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断  
について、去る6月6日に11番委員、13番委員、事務局2名と  
ともに現地調査を行い、確認いたしましたので調査結果を報告い  
たします。番号1番から番号4番までは、原野、そして、5番から  
17番までは、山林と判断いたしました。以上です。

議 長           続いて番号18番から番号37について担当委員挙手願います。  
3番伊東 登委員お願いします。

3 番           議案書第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判  
断について報告します。去る6月6日に1番委員、2番委員、地区  
担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。調査  
担当委員を代表して調査結果を報告いたします。番号18番から  
37番については原野化しておりますので、原野と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり、非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

事務局 次に議案第8号令和5年度第3号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでございます。いずれも新規の利用権設定になります。農業委員会を通した利用権設定となります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件（集積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか）につきましては、要件を満たしております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号令和5年度第3号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に議案第9号令農業経営基盤の強化の促進に関する相馬市基本構想の変更についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第9号農業経営基盤の強化の促進に関する相馬市基本構想の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、相馬市より、令和5年5月18日付けで農業委員会に対して意見を求められたことから、議案として提出するものであります。なお、議案説明のため、担当する相馬市農林水産課の職員が総会に出席したい旨の申し出がありましたので、相馬市農林水産課職員の出席について、お諮りいただきたいと思います。

議 長 只今、事務局説明のとおり、農林水産課より議案の内容説明のため、農林水産課職員の入場を許可することに、ご異議ございませんか

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。農林水産課職員の入場を認めます。それでは、農林水産課職員に議案の内容説明を求めます。

農林水産課 農林水産課の宍戸です。今回変更する相馬市基本構想とは何かについてですが、市が地域の農業にあるべき姿についてビジョンを描き、農政の推進目標として策定するものです。概ね5年ごとに変更し、

その後の10年間を見通して定めることとされており、前回は令和3年1月に更新しております。今回の変更では令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正及び福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更に伴い、主に次の3つの事を追加することとなります。

1つ目は農業を担う者の確保及び規制等に関する事項、2つ目は農業経営などの就農支援センター設置に関する事項、3つ目は地域計画が法定化されたことに関する事項です。

これらのことは国の法改正にともなう文言だけの定形的な見直しであるため、基本的な構想の中身や期間などの変更はありません。そのため、この場で変更内容の説明を行い、意見を取りまとめまでさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。詳細な説明につきましては担当から説明させていただきます。

農林水産課 農林水産課の栗村です。主な改正点を抜粋して説明いたします。その他の点につきましては記載のとおりとさせていただきます。新旧対照表6ページですが地域計画の策定が法定化されたことに伴い、「実質化された人・農地プランの作成・」を「地域計画の策定及び」に改めます。次に新旧対照表の7ページの記載になります。担い手確保の観点から「また、持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行う。」という文言を追加させていただきます。次に新旧対照表9ページになります。「平成28年度、30年度、」「平成29年度」を削除し、「令和3年度」「令和2年度、令和4年度」を追加します。こちらの部分では相馬市の新規就農者の状況を記載しておりました。それを最新版に修正しております。次に新旧対照表23ページになります。担い手確保の観点から第3. 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備とその他支援の、実施に関する事項としてという部分を追加しております。項目の全文の追加で全文の読み上げは省略させていただきます。この項目で記載されていること、こちらをまとめますと、農業の担い手の確保を福島県、相馬市、JAと連携していくこと。また、市は就農までではなく、就農準備から定着までサポートを行っていくことを明文化したものとなっています。新旧対照表の59ページになります。「福島県農業振興公社」という部分を「県農業経営・」に改めます。こちらは新規就農者の確保や経営発展の観点から、令和5年度より新たに相談窓口として開設された窓口に変更させていた

だきます。次に新旧対照表60ページになります。こちらでは地域計画の策定が法定化されたことに伴い、「人・農地プラン」を「地域計画」に改めます。以上が主な変更点の説明になります。説明は以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

12番 新旧対照表23ページ第3、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備とその他支援の実施に関する事項について、農林水産課としての具体的な方針はありますか

議 長 農林水産課

農林水産課 質問にお答えいたします。担い手や新規就農者の確保が明文化されている部分ですが、市では、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに、市内35地区で、地域の将来の農業について話し合う座談会を開催し、座談会での意見を基に地域計画を策定いたします。市といたしましては、担い手や新規就農者の確保、企業や農業法人等、新規で参入する場合の条件等、地域ごとの座談会での意見を基に、具体的な方針を決めていきたいと考えております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第9号農業経営基盤の強化の促進に関する相馬市基本構想の変更については、同意することに決せられました。

議 長           農林水産課の職員の退席を認めます。以上で、提出された議案すべて終了といたします。以上で本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長           ご異議なしと認めます、以上をもちまして、第24回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 9番 三國 実加

議事録署名委員 11番 武島 竜太